

入退室管理システム（令和6年度調達分）
貸借 仕様書

目次

1	業務の概要及び目的.....	3
2	導入機器等.....	3
	(1) 非接触型 IC カード対応カードリーダー.....	3
	(2) 非接触型 IC カード.....	3
	(3) ケースボックス.....	3
	(4) 入退室管理ソフトウェア.....	4
3	更新業務.....	5
	(1) 機器等の利用及び撤去.....	5
	(2) ネットワーク.....	5
	(3) 工事等.....	5
	(4) 納入成果物.....	5
	(5) 操作研修.....	5
	(6) その他留意事項.....	5
4	保守業務.....	6
	(1) 障害等対応.....	6
	(2) 定期点検等.....	6
	(3) 報告書の提出.....	6
5	その他.....	6

1 業務の概要及び目的

本業務は、現在吹田市がサーバー室等の高度な情報セキュリティ管理が求められる区域に対して導入し、現在運用している入退室管理システムが、導入後 10 年程度を経て老朽化してきたことに伴い、システム一式の更新を実施するとともに、導入後 5 年間の保守を実施するものである。

2 導入機器等

想定する導入機器等は、以下のとおりとする。なお、本仕様書に記載のないものであっても、上記 1 の目的に照らして、必要なものは過不足なく導入すること。また、本システムはおおむね 10 年程度の利用を想定しているため、機器等の選定に当たっては、少なくとも 2034 年度末までは修理部品等を保有の見込みがあるものを選定すること。

(1) 非接触型 IC カード対応カードリーダー

項目	仕様等
数量	6 個 (2 個/室×3 室)
寸法	縦 120mm、横 120mm、奥行 30mm 程度までとする。
その他	下記 (2) にて納入される非接触型 IC カードに対応することを必須とする。その上で、IC カード以外の方式 (生体認証、テンキーなど) を備えてもよい。

(2) 非接触型 IC カード

項目	仕様等
数量	50 枚
準拠規格	ID-1 (ISO/IEC 7810)
その他	ISO/IEC 14443 に準拠し、高いセキュリティレベルを保持していること。

(3) ケースボックス

項目	仕様等
数量	1 台
寸法	幅 500mm、奥行 300mm、高さ 650mm 程度までとする。
管理対象数(最大)	30 個 (主に鍵及び IC カード)

方式	<p>トレー（引き出し）に管理対象を収納するタイプとする。</p> <p>トレー有効寸法：幅 65mm、奥行 145mm、高さ 55mm 程度（上記（2）にて納入される非接触型 IC カードに対応していること。）</p> <p>上記（2）にて納入される非接触型 IC カードと連動して、トレーの開閉履歴及び開閉権限を管理できる仕組みを備えていること。</p>
----	---

（4）入退室管理ソフトウェア

項目	仕様等
数量	一式
管理対象	<p>上記（1）～（3）の機器等について、権限設定・履歴管理等を行えること。</p> <p>また、監視カメラ（最大 10 台程度）及び録画装置を導入する際にも対応可能であること。</p>
接続 PC 数	最大 15 台程度 ※PC は吹田市が用意する。
動作環境	<p>吹田市の仮想化基盤上に作成した仮想マシンにインストールを行うことを想定しているが、以下の状況があるため、本市からの相談に応じた上で、指示のとおり対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 仮想マシンにインストールする場合は、マシンの作成に必要な CPU・ディスク容量等のリソース及びバックアップ方法等について事前に提示し、吹田市の承認を得ること。なお、その場合は、Windows Server 2019 及び Red Hat Enterprise Linux 8 のライセンスが利用可能であるが、今後数年内に本市仮想化基盤の更新等が想定されるため、マシンの移設等の対応にも応じること。 その他の環境にインストールする場合は、必要な CPU・ディスク容量等のリソース、OS 及びバックアップ方法を提示した上で、本市と協議をして対応すること。
求める機能	<ul style="list-style-type: none"> 一斉解錠や一斉施錠等が行えること。 カードごとに解錠可能な扉を設定できること。 入退室状況が確認できること。 入退室ログを最低でも 1 年間以上保存・管理できること。 監視カメラ（最大 10 台程度）及び録画装置等の導入を考慮した際にも対応できること。

3 更新業務

(1) 機器等の利用及び撤去

以下のものは、既設のものをそのまま利用することを想定しているが、具体的な設置箇所については相談に応じること。

ア 自動ドア

イ 電気錠

上記ア～イ以外のものについては、撤去を行った上で更新業務を実施すること。また、撤去した機器等については、本市と協議の上、受託業者にて適正な処置を行うこと。

(2) ネットワーク

ア 吹田市の行政情報系ネットワークに接続することを想定しているが、具体的な設計については、相談に応じること。

イ 各機器には、本市が指定する IP アドレス等のネットワーク接続情報を設定すること。

ウ 納入したケースボックスから本市が指定するネットワークスイッチ類までの配線を行うこと。

(3) 工事等

電源線等は、既存のものを利用してよいが、不足等が生じた場合は、本業務の範囲内にて受託者の責において必要な工事等を手配すること。

(4) 納入成果物

ア 設計書

イ 操作説明書

(5) 操作研修

稼動開始までに操作研修を実施すること。

(6) その他留意事項

騒音・振動等を伴う作業については、本市の業務時間（平日の9時～17時30分）以外の時間帯にて実施すること。また、その他の作業についても、本市の業務に支障のないように実施すること。

4 保守業務

本件導入機器等が常に完全な機能を保つように、導入機器等の保守作業（障害発生時の原因切分け、故障部品の交換の復旧作業を含む。）を行うこと。保守の実施に当たり必要な費用は、修理部品・消耗部品代等も含めて、全て本契約に含まれるものとする。

（1）障害等対応

以下の作業を落札業者の責任において確実に執り行うこと。

なお、以下に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても本市業務に影響を与えないよう必要に応じた対応をすること。

ア 障害時の連絡対応、問診

（ア）受付時間は月曜日～金曜日（祝日及び年末年始を除く。）の8時30分から18時までとする。問合せ対応及び問合せ窓口を一本化すること。

（イ）午前中の連絡に対しては当日、午後の連絡に対しては翌日午前中までに吹田市の指示する場所へ保守員を派遣すること。

イ 障害時の即時、オンサイト対応、必要に応じた部品交換

原則、設置場所での即時オンサイト対応とする。オンサイトでの保守対応が不可能な部品がある場合には、予備品の保有等により迅速な復旧を実現すること。

（2）定期点検等

ア 年度ごとに1回の定期点検を実施し、機器等が完全な動作を保つようにすること。

イ 入退室管理ソフトウェアについて、セキュリティパッチの適用・バージョンアップ等の作業を必要に応じて実施すること。

（3）報告書の提出

上記（1）（2）の作業等を実施した場合は、速やかに報告書を提出すること。

5 その他

本仕様書に記載のない事項等については、双方協議の上で定めることとするが、上記1に定める業務の目的を達成するために必要なものは、全て本件の仕様を含んでいるものとする。